

# 特定(農業用)ため池の管理者の皆さまへ

## ～ため池の保全に向けて～

「ため池管理保全法」(令和元年7月施行)・「県ため池保全条例」(令和元年7月改正)に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「特定(農業用)ため池」として指定しています。

〔「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定、「特定ため池」：条例の規定に基づく指定〕



### 「特定(農業用)ため池」に指定されると

#### 1 堤体や水底の掘削、竹木の植栽等を行うには県の許可が必要となります

ため池を適正に保全するため、堤体の掘削・盛土・切土や水底の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状変更などのため池の保全に影響のある行為を行うには県(各県民局土地改良事務所・センター等)の許可が必要となります。

#### 2 管理者等が防災工事を行う際は、事前に市町へ届出が必要となります

ため池の管理者又は所有者が防災を目的とした工事(洪水吐能力の向上や低水位管理に取り組むための施設整備工事など)を実施する場合、30日前までに各市町ため池担当部署へ工事計画の届出が必要となります。

### 「特定(農業用)ため池」の確認方法は

「特定(農業用)ため池」に指定されたため池の一覧は県のホームページで確認できます。  
(兵庫県ホームページ>食・農林水産>環境整備>農地・ため池・水路>特定ため池)  
([http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijuuentameike.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuuentameike.html))



QRコードを読み取ることにより確認できます。

### ため池変更届の提出のお願い

管理者が交代した場合など、届出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

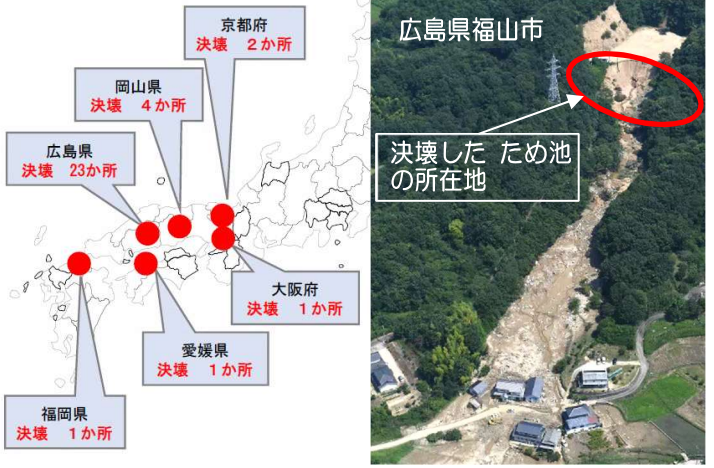
(ため池届出書に関することは、各市町ため池担当部署へお問い合わせください。)

## 法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、**施設の所有者等（所有者、管理者）**や**行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的**として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）が制定されました。

## 平成30年7月豪雨では多くのため池が決壊しました

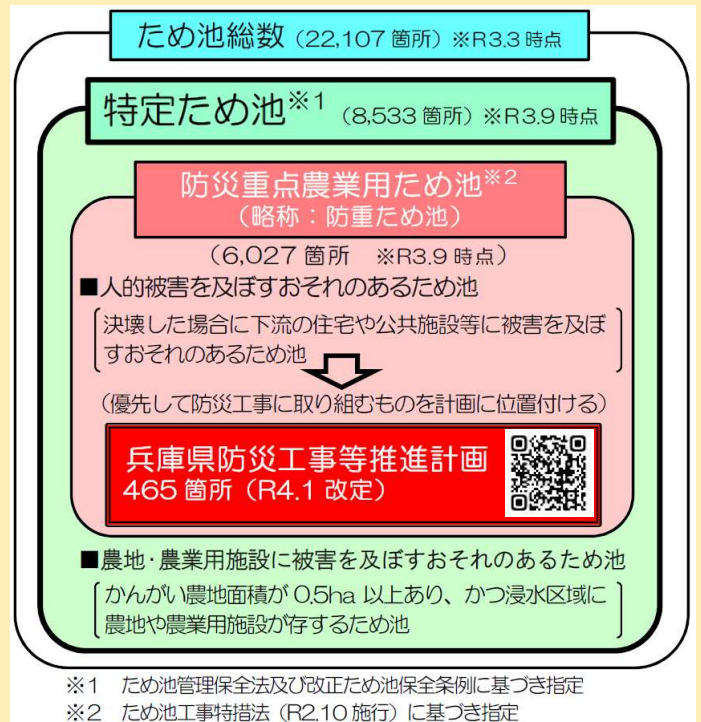


## ため池区分と防災工事の推進

「特定（農業用）ため池」のうち、人的被害を及ぼすおそれのあるため池を「ため池工事特措法（令和2年10月施行）」に基づき「防災重点農業用ため池」に指定しています。

特措法有効期間内（令和12年度まで）に防災工事（改修や廃止）を計画的かつ集中的に推進することとされており、**兵庫県においても市町と連携し、優先して防災工事に取り組むものを計画に位置付け、令和3年3月に『兵庫県防災工事等推進計画』を策定**しました。

現時点で計画に位置付けられていないため池においても、漏水・浸食・ひび割れなどが確認され、防災工事を優先的に実施しなければならない事案が生じた場合は、ため池が所在する市町に相談してください。



※1 ため池管理保全法及び改正ため池保全条例に基づき指定  
 ※2 ため池工事特措法（R2.10施行）に基づき指定

### 特定（農業用）ため池の指定要件

- ため池が決壊した場合に下流の住宅・公共施設等や農地・農業用施設に被害を及ぼすおそれがあるもので、下記要件に該当するもの
  - ・浸水区域のうちため池から100m未満に、住宅や公共施設等があるため池
  - ・貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上で、浸水区域のうちため池から500m未満に住宅や公共施設等があるため池
  - ・貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上で、浸水区域に住宅や公共施設等があるため池
  - ・土砂災害警戒区域等にため池及び住宅や公共施設等があるため池
  - ・かんがい農地面積が5,000m<sup>2</sup>（0.5ha）以上であり、浸水区域に農地や農業用施設があるため池

## 各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

事務所名 〔管内市町名〕	住所	電話番号
神戸県民センター 〔神戸市〕	神戸土地改良センター（農村整備課） 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】	Tel.(078)742-8362
阪神北県民局 〔西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町〕	阪神農林振興事務所（農村整備課） 〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】	Tel.(079)562-8912
北播磨県民局 〔明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町〕 〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕	加古川流域土地改良事務所（農村計画第1課） 〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】	Tel.(0794)82-9839
中播磨県民センター 〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕	姫路土地改良センター（農村整備課） 〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】	Tel.(079)281-9392
西播磨県民局 〔相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町〕	光都土地改良センター（農村計画課） 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】	Tel.(0791)58-2215
但馬県民局 〔豊岡市・菅美町・新温泉町〕	豊岡土地改良センター（農村計画課） 〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】	Tel.(0796)26-3715
但馬県民局 〔養父市・朝来市〕	朝来土地改良センター（農村整備課） 〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】	Tel.(079)672-6895
丹波県民局 〔丹波篠山市・丹波市〕	篠山土地改良事務所（農村整備課） 〒669-2341 篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】	Tel.(079)552-7417
淡路県民局 〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕	洲本土地改良事務所（農村計画第2課） 〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】	Tel.(0799)26-2117